

ホシノ電子工業株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ホシノ電子工業株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 電気機械器具、電子応用機械器具、医療用機械器具、通信機械器具、計量機械器具の製造、加工及び販売
- 2 その他機械器具の開発、製造、加工、修理及び販売
- 3 ファイナンシャルプランニング業
- 4 資産運用に関するコンサルタント業
- 5 不動産の売買、貸借、仲介、所有、管理、利用及びコンサルティング
- 6 マンション管理組合等の運営に関するコンサルタント業務
- 7 ビル、マンションの管理業務及び清掃業務
- 8 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業その他の保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- 9 古物営業法に基づく古物商
- 10 インターネットのウェブコンテンツの企画、制作及び管理
- 11 飲食店の企画、経営及び管理
- 12 パン、菓子、惣菜・弁当等の調理食品の製造及び販売
- 13 農業並びに農産物の製造及び加工
- 14 電子部品、家庭用電気製品、家具、玩具、文房具、日用品雑貨、衣料品、服飾品、医薬部外品、化粧品、食料品、健康食品、健康器具、理美容器具、スポーツ用品、レジャー用品、釣具、楽器、園芸用品、室内装飾品、貴金属、美術工芸品等の販売及び輸出入
- 15 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
- 16 経理事務、原価計算、決算関係書類の作成、給与計算、文書管理業務等企業の各種事務処理の代行
- 17 建築工事、土木工事、電気工事、塗装工事、防水工事及び管工事、機械器具設置工事、水道施設工事、内装仕上工事の施工ならびに請負業務
- 18 学習塾、文化教室および創作教室の開業支援、運営ならびにこれに関するノウハウの販売、経営指導および業務
- 19 各種研修会・講習会・講演会・セミナー・イベント等の企画、運営、管理、コンサルティングおよび実施並びに講師の紹介および派遣
- 20 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を群馬県安中市築瀬40番地1に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

2 当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合においては、株主総会が承認したものとみなす。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

第3章 株主総会

(招 集)

第8条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会はある場合には、いつでも招集することができる。

(決議の方法)

第9条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役

(員 数)

第10条 当社の取締役は、5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第11条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の

議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第12条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び社長)

第13条 当会社に取り締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表する。

第5章 計 算

(事業年度)

第14条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第15条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

会社設立 昭和59年6月6日

平成20年3月31日改正（組織変更）

平成29年7月12日一部改正

令和7年3月10日一部改正